

年末の交通安全県民運動が実施されました！ ～年始も交通事故防止に努めましょう～

●おりお安心ネット通信 折尾警察署093-691-0110



年末の交通安全県民運動

運動期間 令和5年12月11日(月)～12月31日(日)

飲酒運転は、
絶対にやめよう！
（飲酒運転は、
絶対にやめよう！）



運動の重点

- 0 夕暮れ時と夜間における歩行者の交通事故防止
～横断歩道マナーアップ運動の推進～
- 0 飲酒運転の撲滅
- 0 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

その行動があなたの人生を愛えてしまう。
STOP!
飲酒運転



夕暮れ時と夜間における歩行者の交通事故防止 ～横断歩道マナーアップ運動の推進～

- 近くに横断歩道がある時は、必ず横断歩道を利用し、横断する際は左右の安全確認をしましょう。
- 横断歩道に横断者がいる時は、一時停止して横断者を優先させましょう。
- 夕暮れ時・夜間に外出するときは、反射材用品や明るい服装を着用しましょう。
- 夕暮れ時の早めのライト点灯、夜間の対向車や先行車がない状況でのハイビーム活用に努めましょう。

視認効果



夜間、運転者が歩行者を認める距離（上向きライトの場合）

- 黒色の服を着用 約18m
- 白色の服を着用 約42m
- 反射材の着用 約120m

ハイビームの活用



車から見える距離（照射距離） 約40m 約100m

ロービーム（下向き）にしなければならぬのは前走車がいる場合や対向車と行き違ふとき


ロービーム 照射距離 約40m	ハイビーム 照射距離 約100m
-----------------------	------------------------



自分の目でしっかり確認！


飲酒運転の撲滅

- 飲酒運転を見掛けたら必ず110番通報しましょう。
- 飲酒するときの体調と翌日の運転予定を考えて、「適正飲酒」を心掛けましょう。
- 二日酔い運転をしないよう、運転前にアルコールが残っていないか確認しましょう。



自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- 自転車等は、ヘルメットを着用しましょう。（※1）
- 自転車は車両です。見通しの悪い交差点では徐行し、「止まれ」の標識があるときは、必ず一時停止するなど安全な速度と方法で進行しましょう。
- 「自転車安全利用五則」(※2)を守りましょう。
- 自転車保険に加入しましょう。



命を守るヘルメットを着用しよう!!

※1 自転車等・・・自転車及び特定小型原動機付自転車（いわゆる「電動キックボード等」をいう。）
 ※2 自転車安全利用五則 ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先 ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認 ③夜間はライトを点灯 ④飲酒運転は禁止 ⑤ヘルメットを着用